

平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況

平 成 2 9 年 6 月
金 融 庁

1 事前評価

(1) 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等」が公布・施行された（平成28年6月公布、平成29年2月施行）。
2	信用協同組合連合会による国等に対する員外貸付制限の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（平成28年9月公布・施行）。
3	キャッシュ・マネジメントの高度化等に係る貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価を踏まえ、「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（平成29年3月公布・4月施行）。
4	信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する員外貸付制限の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価を踏まえ、「信用金庫法施行令の一部を改正する政令等」が公布・施行された（平成29年3月公布・施行）。
5	電子決済等代行業に係る制度整備	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
6	上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
7	株式等の高速取引への対応	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
8	取引所グループの業務範囲の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。

(2) 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化について税制改正要望（28年8月）を行った結果、平成29年度税制改正

		大綱（28年12月）において、協同組織金融機関等に係る一括評価金銭債権の割増特例措置について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長とすることが盛り込まれた。
2	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充について税制改正要望（28年8月）を行った結果、平成29年度税制改正大綱（28年12月）において、投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備の取得期限を3年延長することが盛り込まれた。
3	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長について税制改正要望（28年8月）を行った結果、平成29年度税制改正大綱（28年12月）において、銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税（資本割）の特例措置の適用期限を3年延長することが盛り込まれた。
4	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しについて税制改正要望（平成28年8月）を行った。
5	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃について税制改正要望（28年8月）を行った結果、平成29年度税制改正大綱（28年12月）において、企業年金等の積立金に対する特別法人税の停止措置の適用期限を3年延長することが盛り込まれた。

2 事後評価

(1) 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本政策1施策1-1】 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融機関等検査旅費」、「金融検査に関する広報経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」及び「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」の平成29年度予算要求（420百万円）を行い、政府予算案に計上（383百万円）され

た。

<機構・定員要求>

- ・ 評価結果を踏まえ、平成 29 年度機構・定員要求において以下の要求を行った。
 - 財務局検査に対する支援強化のため、課長補佐 1 名、係長 1 名の定員要求を行った。
 - 地域銀行の金融機能強化のための体制整備のため、課長補佐 1 名、係長 1 名の定員要求（時限延長）を行った。
 - 協同組織金融機関の金融機能強化のための体制整備のため、課長補佐 1 名、係長 1 名の定員要求（時限延長）を行った。
 - 保険会社の財務基準高度化に係る体制整備のため、保険財務会計管理官 1 名、係長 1 名の定員要求を行った。

<法令・制度の整備・改正>

- ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。
 - 国内での少子高齢化や潜在成長力の低下といった構造要因や、世界経済での需要の低下、成長の減速リスクの存在などといった、金融・経済情勢の変化に対応し、金融機関等が金融仲介機能を安定的に発揮していくため、国の資本参加の申請期限を 5 年間延長する法律の改正を行った。（28 年 12 月）。

<事前分析表の変更>

- ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（国際的な議論を踏まえた国内制度整備）の見直しを行い、新たな測定指標（保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法に関する目標）を設定した。
- ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（金融行政の質的向上に向けての取組み）は金融機関の健全性確保に限られるものではないため、施策 IV-3（金融サービスの提供者に対する事業環境の整備）の測定指標に変更した。

<その他の反映状況>

- ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」（28 年 9 月）や「平成 28 事務年度金融行政方針」（28 年 10 月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。
 - オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進
「平成 27 事務年度金融行政方針」に基づき実施したモニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、金融システムの健全性確保の項目であり、「金融システムや各セクターの動向に関する分析、あるいは、各金融機関の優れた業務運営等の事項」を「平成 27 事務年度金融レポート」において公表した。
また、「平成 28 事務年度金融行政方針」の重点施策に掲げた事項について、監督局・検査局が緊密に連携しながら、各金融機関

				<p>の取組みの実態把握や深度ある対話などのモニタリングを効果的・効率的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督 <ul style="list-style-type: none"> 監督カレッジを含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、グローバルに活動する我が国の金融機関の経営実態やリスク管理に係る情報を共有するとともに、海外当局における監督実務のベスト・プラクティス等について情報収集に努めた。 ○ 効果的なモニタリング実施のための諸施策 <ul style="list-style-type: none"> リアルタイムモニタリングに必要な情報収集の機動性を高めるため、情報の一元的な格納や、ユーザーフレンドリーなシステムの構築の検討を進めた。 また、既存のデータ徴求の改善のため、庁内での議論や外部ヒアリングを通じて、データクレンジング体制の整備や徴求データの所在の共有等に取り組んだ。 ○ 大規模証券会社グループに対するモニタリング <ul style="list-style-type: none"> 「平成 28 事務年度金融行政方針」の重点施策に基づき、リスクリターン及びコスト分析、国内外拠点におけるヒアリング、社外取締役や経営陣との深度ある対話等を通じて、ビジネスモデルの持続可能性や顧客の立場に立った業務運営等の経営実態を適時・的確に把握し、継続的に向上を促した。 ○ 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備 <ul style="list-style-type: none"> 保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法を検討するため、国際的な議論も踏まえ、全保険会社に対する影響度調査を実施し（28 年 6 月）、当該調査結果の概要を公表した（29 年 3 月）。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対して、金融機能強化法の活用の検討を促すとともに、1 金融機関に対して、同法に基づく資本参加を実施した（28 年 12 月）。 また、同法に基づき国が資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した（28 年 9 月、29 年 3 月）。 さらに、同法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画等を公表した（28 年 9 月）。
2	【基本政策 1 施策 1-2】 我が国金融システムの安定性を	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の平成 29 年度予算要求（10 百万円）を行い、政府予算案に計上（10 百万円）された。 <p><その他の反映状況></p>

	確保するための 制度・環境整備			<ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金保険機構と連携した金融機関に対する検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況等を引き続き検証し、改善を促した。
3	<p>【基本政策 1 施策 1-3】</p> <p>金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応</p>	目標達成	引き続き推進	<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」（28 年 9 月）や「平成 28 事務年度金融行政方針」（28 年 10 月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成 28 事務年度金融行政方針」において、「経済・市場に係る各種計数の収集・分析、国内外の市場参加者やアナリスト等との意見交換、グローバルに活動する金融機関の役員等の責任者からの貸出・運用動向をはじめとしたビジネス動向のヒアリングを通じて、マクロ経済・市場動向や市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析していく」こととした。 ○ これを踏まえつつ、庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から新たに徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行った。これらを通じて把握したリスク等を基に金融機関へのモニタリングを実施することによって、金融システムの安定性確保に貢献した。 ○ 金融システム・金融市場を巡る諸情勢について意見交換を行うこと等を目的として金融庁長官と日本銀行副総裁を含むメンバーからなる「金融庁・日本銀行連絡会」を定期的開催するなど、引き続き関係機関との連携にも取り組んだ。
4	<p>【基本政策 2 施策 2-1】</p> <p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」及び「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」の平成29年度予算要求（18百万円）を行い、政府予算案に計上（17百万円）された。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（証券・金融商品あっせん相談センター等における苦情件数、振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金申請の状況、法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応）を見直し、新たな測定指標（総務省関東行政評価局開設の東京総合行政相談所での相談会の実施、

			<p>金融庁・財務局開催のシンポジウムにおける相談会の実施、振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況、法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況)を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成27事務年度金融レポート」(28年9月)や「平成28事務年度金融行政方針」(28年10月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社や保険募集人における改正保険業法施行後の対応状況等を確認するため、28年10月から12月までの間、保険代理店(全100店)に対するヒアリングを実施し、その結果を公表した。 ○ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> 金融トラブル連絡調整協議会を2回開催(28年6月、29年2月)し、各指定紛争解決機関の業務実施状況やトラブルの未然防止のためのフィードバック等について議論を行った。 ○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 「多重債務者相談強化キャンペーン2016」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った(28年9月～12月)。 2 都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット82万枚、ポスター6万枚を作成し、関係機関等に配布した。 3 「多重債務者相談の手引き」の普及・活用の促進も含め、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施した。 ○ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等 <ol style="list-style-type: none"> 1 28年4月から29年3月までの間、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度及び犯罪被害者等支援事業についてインターネットに掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。 2 28年9月、政府広報において、被害回復分配金の支払手続等について政府広報番組「霞が関からお知らせします」を放送した。 3 28年9月、政府広報において、被害回復分配金の支払手続等について音声広報CD「明日への声」を発行した。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28事務年度金融行政方針において、「振り込め詐欺等への対応」を重点施策と定めており、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 2 預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融
--	--	--	---

機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。

○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

1 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。

2 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表予定。

3 特に、被害が高水準で推移しているインターネットバンキング不正送金被害については、平成 28 事務年度金融行政方針において、「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組み状況について検証するとともに、セキュリティ対策向上のため、金融機関の取組みを促した。

○ 無登録業者等による違反行為等及び被害の防止等のための取組み

無登録で金融商品取引業を行っていた者 60 先、虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者 13 先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表した。加えて、裁判所への申立てを 1 件実施した。

○ 28 年 3 月施行の 27 年改正金融商品取引法を踏まえた適格機関投資家等特例業務届出者への対応

1 法改正により当局に行政処分権限が付与されたことを踏まえ、連絡が取れないこと、法施行後 6 か月以内に提出が必要な届出書の未提出及び投資家保護上の問題等を理由として、適格機関投資家等特例業務届出者 513 者に対して、行政処分を実施した。

2 当庁ウェブサイトにおいて、29 年 3 月、適格機関投資家等特例業務届出者の届出事項の公衆縦覧を開始した。

3 適格機関投資家等特例業務について、27 年改正金融商品取引法の改正内容の周知や投資家への注意喚起を行うため、27 年度実施した以下の広報を継続した。

				<p>— プロ向けファンドを悪用した投資勧誘に注意することを呼び掛ける政府広報「投資詐欺にご注意を」(27年10月掲載)</p> <p>— 新しい制度の内容を案内する当庁ウェブサイト専用ページ「適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ」(28年2月掲載)</p>
5	<p>【基本政策2施策2-2】 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」、「地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究」及び「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」の平成29年度予算要求(142百万円※)を行い、政府予算案に計上(130百万円※)された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、平成29年度機構・定員要求において以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域銀行の金融機能強化のための体制整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員要求(時限延長)を行った。 ○ 協同組織金融機関の金融機能強化のための体制整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員要求(時限延長)を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内での少子高齢化や潜在成長力の低下といった構造要因や、世界経済での需要の低下、成長の減速リスクの存在などといった、金融・経済情勢の変化に対応し、金融機関等が金融仲介機能を安定的に発揮していくため、国の資本参加の申請期限を5年間延長する法律の改正を行った(28年12月)。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、新たな測定指標(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成27事務年度金融レポート」(28年9月)や「平成28事務年度金融行政方針」(28年10月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、金融仲介のあるべき姿等について議論を行い(28年4月、5月、6月、11月、29年2

				<p>月)、その内容等を地域金融機関のモニタリングに活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(「金融仲介機能のベンチマーク」)を策定・公表した(28年9月)。 ○ 取引先金融機関に対する顧客企業の評価を把握するため、融資先企業へのアンケート調査を実施した。 ○ 年末(28年12月)、年度末(29年2月)に、金融担当大臣等から金融機関団体の代表者等に対し、中小企業等に対する金融の円滑化について直接要請するとともに、要請文を発出した。 ○ 各財務(支)局等において、地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催した(29年3月)。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」について、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるため、政府広報等による周知(29年2月)や、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果の公表(28年6月、29年1月)を行った。 また、業界団体との意見交換会において、平成28事務年度金融行政方針」に基づき、金融機関におけるガイドラインの活用実績の開示を促すとともに、ガイドラインの活用を積極的に進めている金融機関の組織的な取組みを紹介した(29年1～3月)。 さらに、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集の改訂版を公表した(29年4月)。 ○ 平成28年4月から適用開始した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が、平成28年熊本地震をはじめとする自然災害の被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含め、その運用支援や制度周知を行うとともに、金融機関に対して、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じることや周知広報を要請した。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の活用の検討を促すとともに、1金融機関に対して、同法に基づく資本参加を実施した(28年12月)。 また、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した(28年9月、29年3月)。 さらに、同法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画等を公表した(28年9月)。
6	【基本政策2施策2-3】	相当程度進展	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」及び「NISAに関

<p>資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>あり</p>	<p>する広報等経費」の平成 29 年度予算要求（27 百万円）を行い、政府予算案に計上（24 百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国民の金融リテラシー向上に向けた施策（金融・投資教育）等の推進のための体制整備のため、平成 29 年度機構・定員要求において、参事官（1 名）、室長（1 名）、課長補佐（1 名）を要求した。（No.14 及びNo.16 と同じ） <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みの進捗状況、金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況）を見直し、新たな測定指標（金融審議会「市場ワーキング・グループ」における検討状況、投資運用業者におけるガバナンス状況に加え販売会社における販売体制についての検証状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」（28 年 9 月）や「平成 28 事務年度金融行政方針」（28 年 10 月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 少額からの積立・分散投資の促進のための N I S A（少額投資非課税制度）の改善について税制改正要望（28 年 8 月）を行った結果、平成 29 年度税制改正大綱（28 年 12 月）において、 <ol style="list-style-type: none"> 1 積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立 N I S A」を創設（年間投資上限額 40 万円、非課税期間 20 年。現行の N I S A とは選択適用）する 2 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額（払出し時の金額）の上限額を撤廃する <p>ことが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（29 年 2 月提出、同年 3 月成立）。</p> ○ N I S A の周知、広報活動の実施について <p>制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨等を政府広報オンラインや N I S A 特設ウェブサイト等において引き続き公表した。</p> <p>また、広報の機会として、日本経済新聞社「資産形成応援プロ</p>
---	-----------	---

				<p>ジェクト」の一環として開催された「N I S Aの日特別セミナー」を後援したほか、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における後援依頼に随時対応した。</p> <p>○ 平成 27 事務年度金融行政方針に基づき実施したモニタリングを通じて得られた金融機関の投資商品に関する販売姿勢等の検証結果や課題について、平成 28 事務年度金融レポートの中で、「金融機関の顧客本位の業務運営を巡る課題と今後の対応策」として取りまとめた。</p> <p>また、平成 28 事務年度金融行政方針において、「金融機関等による『顧客本位の業務運営』（フィデューシャリー・デューティ）の確立と定着」を重点施策の一つとして設定し、海外における金融商品の運用・販売時の取組状況を参照しつつ、金融機関との対話を通じて、金融機関が真に顧客のために行動しているか実態把握を行った。</p>
7	<p>【基本政策 3 施策 3-1】 市場インフラの構築のための制度・環境整備</p>	<p>目標達成</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」及び「有価証券報告書等電子開示システム整備経費」の平成29年度予算要求(902百万円)を行い、政府予算案に計上(649百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、EDINETの情報セキュリティ確保のための体制整備のため、平成29年度機構・定員要求において、課長補佐1名、係長1名の要求を行った。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標(店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況、我が国における中央清算された円利スワップ取引(想定元本ベース)の割合)を見直し、新たな測定指標(中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の整備状況、証券決済期間の短縮化に向けた取組み状況)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成27事務年度金融レポート」(28年9月)や「平成28事務年度金融行政方針」(28年10月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 証券決済リスク削減等に向けて、日本証券業協会ワーキング・グループ等を通じて、決済期間短縮化に向けた市場関係者の取組みを促すとともに、取組状況について金融庁のウェブサイトにおいて公表した。(28年7月)

				<p>○ 近年の標的型攻撃といった新たなセキュリティ侵害の増加傾向を踏まえ、EDINET においては、セキュリティレベルの更なる向上を図り、以ってより一層の安定運用を行うことを目的として、情報セキュリティ対策機能強化のため、システム対応及びハードウェアの全面更改（3月完了）を実施した。</p>
8	<p>【基本政策3 施策3-2】 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業費」の平成29年度予算要求（18百万円）を行い、政府予算案に計上（18百万円）された。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令等の制度整備に係る進捗状況、不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討状況、「日本版スチュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）及び「コーポレートガバナンス・コード」（27年6月1日適用開始）の定着に向けた取組みの実施状況）を見直し、新たな測定指標（新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組みの実施状況、不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組みに係る進捗状況、上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す取組みの状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成27事務年度金融レポート」（28年9月）や「平成28事務年度金融行政方針」（28年10月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、28年2月より、企業と機関投資家との間の建設的な対話について議論を行い、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を公表した（28年11月）。意見書においては、スチュワードシップ・コードの見直しが提言されたことから、29年1月より、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において改訂に向けた議論を実施し29年3月に、同コード改訂案を取りまとめ、パブリックコメント手続を開始した。
9	<p>【基本政策3 施策3-3】 市場取引の公正性・透明性を確保するための制</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「証券取引等監視経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「インターネット巡回監視システム運用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」及び「課徴金制度関係経

<p>度・環境整備</p>			<p>費」の平成29年度予算要求（273 百万円）を行い、政府予算案に計上（244百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成29年度機構・定員要求において、国際的な動きを踏まえた不公正取引に対する市場監視の強化等のため、統括審査官1名、主任証券取引審査官1名、証券取引審査官1名、開示情報専門官1名の要求を、アルゴリズムを用いた高速な取引への対応に係る体制整備のため、企画官1名、課長補佐1名の要求を行った。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（I F R S任意適用の拡大促進）の見直しを行い、新たな測定指標（我が国において使用される会計基準の品質向上）を設定した。また、新たな測定指標（マクロ経済情報の収集・分析を踏まえたフォワードルッキングな観点からの市場監視/根本原因の的確な追究・評価/市場関係者との対話・認識の共有のプロアクティブな実施）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融行政方針」（28年10月）や証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）」（29年1月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 内外環境を踏まえた情報力の強化 <p>従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、大規模上場会社の経営環境の変化等に伴う潜在的リスク等に着目した市場監視を行ったことに加え、国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、検査・調査に活用するなど、市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視を行うため、新たに市場モニタリング室を設置した。また、主要証券会社やアナリスト等にヒアリングを実施するなど、マクロ経済状況や市場動向等を広く収集・分析し、業務に活用した。加えて、海外当局との信頼関係の醸成に努め、連携に基づき得られた有益な情報について、市場監視に活用した。</p> ○ 迅速かつ効率的な検査・調査の実施 <p>国内外の不公正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、アルゴリズム注文を誘引した相場操縦事案について課徴金勧告を行うなど、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行った。</p> <p>クロスボーダー取引による違反行為に対しては、国際的な情報交換の枠組み等を積極的に活用し、28年度においては、韓国、</p>
---------------	--	--	---

				<p>米国、香港当局の協力を得て、課徴金勧告を行った。</p> <p>法令違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、捜査・訴追当局等の関係機関とも連携のうえ、厳正に対応した。</p> <p>○ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み</p> <p>市場規律の強化に向けた取組みとして、検査・調査を通じて把握した、経営・内部管理態勢等を含めた問題点について、その根本原因の的確な追究を行った。</p> <p>個別事案における検査・調査で明らかになった問題や市場横断的な課題について、再発防止や未然防止等の観点から、必要に応じて自主規制機関等との定期的な意見交換会において議論を実施するなど、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」にとらわれずに、監視手法の多面的・複線的活用を進め、感度を一層高めた情報収集・分析を行うとともに、対応を要する問題にタイムリーに取り組んだ。</p> <p>事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行うとともに、昨年度に続き、地方で委員会を開催するなど、効果的な情報発信に努めた。</p> <p>○ 市場監視におけるIT技術の更なる活用</p> <p>市場におけるITやAI（人工知能）技術の進展を含めた市場の構造的変化に対応するため、金融技術の動向や他の規制当局・法執行機関におけるIT技術の導入状況等について、国内外の金融機関やIT企業等の有識者にヒアリングを実施するなど、現行の市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用（RegTech）について検討を行った。</p> <p>○ 自主規制機関等との連携</p> <p>従前より実施している、自主規制機関等との定期的な意見交換会において、よりフォワードルッキングなテーマ（リスクとして認識している分野等）について議論を実施するなど、これまで以上に情報や問題意識をタイムリーに共有し、自主規制機関との更なる連携強化を行ったことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関との連携の拡大を通じて、市場監視機能の強化に向けた取組みを行った。</p>
10	<p>【基本政策3施策3-4】 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>引き続き推進</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「検査等一般事務費」の平成29年度予算要求（25百万円）を行い、政府予算案に計上（22百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、平成29年度機構・定員要求において、事務局次長1名の時限撤廃（恒久化）の要求を、財務局検査に対する支

				<p>援強化のため、課長補佐1名、係長1名の要求を、投資一任業者等に対する検査の強化のため、証券検査官2名（時限延長）の要求を行った。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融行政方針」（28年10月）や証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）」（29年1月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的・効率的なモニタリングの実施 <p>全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行うこととし、業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施した。</p> <p>オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進めた。</p> ○ 自主規制機関等との連携 <p>引き続き自主規制機関等と連携し、問題意識を共有することで証券モニタリングを効率的に進めたことに加え、証券監視委による証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討を行った。</p>
11	<p>【基本政策3施策 3-5】 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「公認会計士等検査経費」及び「試験実施経費」の平成29年度予算要求（105百万円）を行い、政府予算案に計上（104百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成29年度機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査法人のガバナンス・コードの策定及び実施に向けた体制整備：企画官1名、課長補佐1名 ○ 海外監査監督当局との協力・連携機能の充実・強化（IFIA R）：係長1名 ○ 検査の実効性向上のための体制の整備（ガバナンスの検証、フォローアップ検査の導入等）：統括検査官1名、公認会計士監査検査官2名 <p><事前分析表の変更></p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（監査基準等の整備に向けた取組み状況）の見直し（適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施）を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成27事務年度金融レポート」（28年9月）や「平成28事務年度金融行政方針」（28年10月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査法人の実効的な組織運営を後押しするため、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置した。有識者による議論等を踏まえ、29年3月に、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を公表した。 ○ 監査法人のローテーション制度を導入した場合の実効性を確保するための方策等について、欧州や米国の最近の動向を踏まえた深度ある調査・分析を行うため、海外調査等を実施した。 ○ 「監査事務所等モニタリング基本方針 -より実効性のある監査の実施のために-」（平成28年5月13日）、「平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（平成28年7月14日）を策定・公表し、大手監査法人に対して、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証や通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施する等、監査法人等に対する的確な検査を実施した。（28年度検査件数10件）。 ○ 平成28年4月、フランス会計監査役高等評議会と監査監督上の協力に関する書簡の交換を行った。また、平成29年4月のIFIAR常設事務局開設と東京での本会合開催、その後の円滑な運営に向け、金融庁として必要な支援を行った。
12	<p>【基本政策4施策4-1】 国際的な政策協調・連携強化</p>	目標達成	改善・見直し	<p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成29年度機構・定員要求において、以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する業務へ対応するため、課長補佐1名、係長1名。 ○ 保険分野の国際資本基準（ICS）の開発に従事する業務へ対応するため、課長補佐1名。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果も踏まえ、達成すべき目標について、明確化を図る観点から記載を見直し、「国際的な金融規制の策定等に関する議論等における内外への発信、提案等を通じ、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること」とした。また、測定指標などの見直しを行った。

<その他の反映状況>

- ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」(28 年 9 月)や「平成 28 事務年度金融行政方針」(28 年 10 月)を踏まえ、以下の通り、金融規制に関する国際的な議論に積極的に参画・貢献した。
 - 金融危機以降の国際的な規制改革は、金融システムの強靱性を高める上で一定の成果があったと考えられる。一方、改革の全体像が概ね明らかとなったいま、例えば以下のような点についても検証が必要と考えられる旨、国際コンファレンスの場などを活用して問題提起を行った。また、国際的な議論がこうした考え方を踏まえたものとなるよう努めた。
 - 1 規制が、経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できるものとなっているか。
 - 2 規制は、金融機関の規制回避行動を通じた歪みなどの形で、想定外の副作用も生み出しうるところ、規制の複合的な効果・影響についての検証が必要ではないか。
 - G 7 伊勢志摩サミット(28 年 5 月)や G 20 杭州サミット(28 年 9 月)においては、以下の通り、金融庁による考え方と整合的な内容を含む首脳宣言が採択された。
 - 1 「銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく」バーゼルⅢ(銀行の自己資本比率規制)を最終化するためのバーゼル銀行監督委員会(BCBS)の作業を支持することが再確認された。
 - 2 持続的な経済成長という目的との整合性を確保するため、「重大で意図せざるいかなる影響にも対処すること」を含め、「改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる」ととされた。
 - 日本国内の実情や課題を踏まえて国際交渉を行うため、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者の連携を引き続き強化した。例えば、保険監督者国際機構(IAIS)が国際資本基準(ICS)に関する市中協議を行った際には、こうした内外一体の検討を踏まえ、金融庁として提言を行った(28 年 10 月)。
 - 金融庁職員が、国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード議長や証券監督者国際機構(IOSCO)アジア・太平洋地域委員会議長、経済協力開発機構(OECD)コーポレートガバナンス委員会議長、保険監督者国際機構(IAIS)執行委員会共同副議長、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)銀行監督ワーキング・グループ共同副議長、取引主体識別子(LEI)規制監視委員会副議長など、国際会議の議長職・副議長職を務め、金融規制に関する国際的な議論を主導した。

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」（28 年 9 月）や「平成 28 事務年度金融行政方針」（28 年 10 月）を踏まえ、以下の通り、海外当局との連携強化等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 28 年 9 月にインドの銀行監督当局、28 年 10 月及び 29 年 3 月に米国の保険監督当局、28 年 11 月に台湾の一元（銀行・証券・保険）監督当局との間で、それぞれ 2 当局間協議を開催した。 ○ 新たに、オーストラリア健全性規制庁（28 年 8 月）、米国ニュージャージー州銀行・保険局（28 年 10 月）、イラン・イスラム共和国中央銀行（29 年 2 月）、英国金融行為規制機構（29 年 3 月）、シンガポール金融管理局（29 年 3 月）、フランス健全性監督破綻処理機構（29 年 3 月）、ベルギー国立銀行（29 年 3 月）との間で監督協力等（協力範囲の拡大を内容とするものを含む）に係る書簡交換を行った。 ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進に積極的に貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本は、金融活動作業部会（FATF）による第 3 次対日相互審査（20 年）において、一部国際基準の遵守状況に関して改善が必要と評価され、以来フォローアップ・プロセスに置かれてきた。これについて、関係省庁との連携のもとで対応を進め、併せて FATF 加盟国の理解・支援を得るための取組みを行った結果、28 年 10 月の FATF 会合において、日本に対するフォローアップ・プロセスの終了が採択された。
13	<p>【基本政策 4 施策 4-2】</p> <p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「国際開発金融機関協力経費」、「新興市場国等を対象にした金融行政研修に必要な経費」、「アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費」、「グローバル金融連携センター経費」について、平成 29 年度予算要求（324 百万円）を行い、政府予算案に計上（293 百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成 29 年度機構・定員要求において、総務企画局参事官（国際連携・協力担当）の時限の撤廃（恒久化）の要求を行った。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果も踏まえ、達成すべき目標について、明確化を図る観点から記載を見直し、「アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することや、金融規制の緩和を促すことを通じて、日本企業・金融機関の新興国における事業の拡大や新興国の成長力基盤の強化を支援し、日本の金融・資本市場を新興国とともに成長させる」とした。また、測定指標などの見直しを行った。

<その他の反映状況>

・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」(28 年 9 月)や「平成 28 事務年度金融行政方針」(28 年 10 月)を踏まえ、以下の通り、アジアの金融インフラ整備支援やアジア金融連携センターの運営などを行った。

○ 日系金融機関等の意見も踏まえた上で、ミャンマーやインドネシア、タイ、ベトナム等に対する技術協力を継続した。具体的には、例えば以下の取組みを行った。

1 ミャンマーに関しては、技術協力を受けて、28 年 3 月にヤンゴン証券取引所(Y S X)において取引が開始されたところ、引き続き、現地に長期派遣中の金融庁職員と連携しつつ、上場企業数の増加や不公正取引への対策のための取組みを行った。

2 インドネシアに関しては、28 年 4 月、インドネシア金融庁(O J K)と共催で、日系金融機関等に対して同国のイスラム金融を紹介するためのセミナーを開催した。

○ アジアを中心とする新興国の金融当局職員を招聘し、銀行・証券・保険各分野における日本の規制や検査・監督上の取組みを紹介する内容の研修を提供した(28 年 8 月(銀行分野) / 同 11 月(保険分野) / 29 年 3 月(証券分野))。

○ 日本も参加する「アジア地域ファンドパスポート」(アジア太平洋経済協力(A P E C)加盟国のうち参加を表明した国が、投資者保護上の要件を満たす投資信託等について、その相互販売を容易にするための枠組み)に関して、運営管理等のために設立された合同委員会の議長を金融庁職員が務めるなど、議論を主導した。

○ 28 年 4 月、「アジア金融連携センター」(26 年 4 月設置)を「グローバル金融センター」に改組し、対象地域を全世界の新興国に拡大した。同センターにおいて、新興国の金融当局職員を研究員として招聘し、金融庁が提供する講義の受講や外部関係機関(金融機関や研究所など)の訪問などを内容とするプログラムを提供した。なお、同センターでは、研究員の帰国後も、ニュースレターの定期送付や職員出張の機会を活用した面談を実施するなど、ネットワークの維持・海外当局における知日派の育成を着実に進めている。

同センターでは、26 年 4 月の設置以来、29 年 3 月までに 22 ヶ国から計 77 名の金融当局職員を受け入れた。

○ 日 E U 経済連携協定(E P A)や東アジア地域包括的経済連携(R C E P)などの経済連携交渉について、金融庁として積極的に交渉に参加・貢献した。

また、環太平洋パートナーシップ(T P P)協定に関しては、

				<p>28年12月、臨時国会において「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第108号）が成立した。</p>
14	<p>【基本政策4施策4-3】 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備</p>	<p>目標達成</p>	<p>引き続き推進</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「活力ある金融・資本市場の実現に資する調査研究費」及び「英語発信力強化のための経費」の平成29年度予算要求（63百万円）を行い、政府予算案に計上（58百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国民の金融リテラシー向上に向けた施策（金融・投資教育）等の推進のための体制整備のため、平成29年度機構・定員要求において、参事官（1名）、室長（1名）、課長補佐（1名）を要求した。（No.6及びNo.16と同じ） また、活力ある金融・資本市場の実現に向けた戦略的な窓口機能の強化（FinTech）のため、課長補佐（1名）を要求した。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令等の整備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 決済高度化及び金融グループ法制の検討 <p>金融審議会の「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の報告書の内容を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成28年通常国会にて成立した（28年3月提出、5月成立、6月公布）。これを受け、銀行法施行令等の所要の改正を実施した（平成29年3月公布・4月施行）。</p> 加えて、金融・IT融合の動きへの戦略的対応を進める観点から、利用者保護を確保しつつ、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めるため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出した（平成29年3月）。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（金融機関等との意見交換の会合（官民ラウンドテーブル等）の開催実績、「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業、決済高度化及び金融グループ制度のあり方についての検討状況）を見直し、新たな測定指標（金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直しの進捗状況、FinTechの動きに対する制度面の対応）を設定した。

				<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成 27 事務年度金融レポート」(28 年 9 月)や「平成 28 事務年度金融行政方針」(28 年 10 月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 金融・資本市場活性化策の検討 <ul style="list-style-type: none"> 「平成 28 事務年度金融行政方針」に基づき、「活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保」等に向けて、 (1) 家計における長期・積立・分散投資の促進、 (2) 金融機関等による顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)の確立と定着、 (3) 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上等の取組みを包括的に進めた。
15	<p>【基本政策 4 施策 4-4】 金融行政についての情報発信の強化</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、記者向け説明を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだほか、政府広報の活用による施策の周知や注意喚起の促進などの取組みを行った。 ○ また、英語ワンストップ窓口において、当庁宛の海外からの問い合わせを一元的に受け付け、迅速な回答に取り組んだほか、タイムリーな情報発信を行うため、新着情報の概要を英語により作成し、週次で「FSA Weekly Review」として公表した。 さらに、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、重要な政策決定等については、発表資料の概要を積極的に掲載するなどの取組みを行った。
16	<p>【基本政策 4 施策 4-5】 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」及び「金融知識普及施策奨励経費」等の平成 29 年度予算要求(52 百万円)を行い、政府予算案に計上(37 百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国民の金融リテラシー向上に向けた施策(金融・投資教育)等の推進のための体制整備のため、平成 29 年度機構・定員要求において、参事官 1 名、室長 1 名、課長補佐 1 名の要求を行った。(No.6 及び No.14 と同じ) <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標(国民の金融知識の状況・金融商品

				<p>の選択)の見直しを行い、新たな測定指標(最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み)を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」(※)に基づいた授業を関係団体と連携して8大学で実施した。さらに29年度において取組みを拡大するため、大学に対して働きかけを行った。 ※ 金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの。27年6月に改定・公表。 ○ 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した『『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック』、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。 ○ 関係団体と連携しながら、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的として、「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を全国6箇所で開催した。 ○ 電子マネーに関する消費者被害の未然防止のため、啓発チラシ(『『プリペイドカードを買ってきて』は詐欺)を全国の高校へ配布したほか、政府広報を実施するなど様々な手段で注意喚起を行った。
17	<p>【分野1施策 1-(1)】 金融行政を担う 人材の確保と資 質の向上</p>	<p>相当程 度進展 あり</p>	<p>改善・ 見直し</p>	<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標を見直した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成27事務年度金融レポート」(28年9月)や「平成28事務年度金融行政方針」(28年10月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施している。 ○ 人材育成方針の策定に向けた取組みの一環として、中長期的なキャリアパスの希望や進路の悩み等について、職員と人事当局が直接面談する機会を設けた。 ○ 「平成28事務年度金融行政方針」に基づき、人材育成文化の醸成と職員の主体的な取組みを促すために、人材育成のための人

				<p>事評価制度の位置付けの明確化・職員への周知や、部下を持つ職員を対象としたマネジメントに係る業績目標設定の必須化等により、上司による職員の人材育成・マネジメント意識の向上を図るとともに、困難な課題に主体的・積極的に取り組む職員を適切に評価するよう職員に周知するなど、人事評価の運用の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成 28 事務年度金融行政方針」に基づき、全職員を対象とした組織活性化アンケートの結果を踏まえ、事務の効率化をはじめ、テレワークの実施拡大、フレックスタイム制の活用を推進するとともに、超過勤務の縮減やリフレッシュ休暇の取得促進といった職場環境改革を進め、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に取り組んだ。 ○ 金融庁業務の国際性の涵養や専門性の習得を図るべく、国際機関、海外監督当局、在外公館、海外の先進的な金融機関や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。 ○ 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする金融実務経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。 ○ 業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容の検証・見直しを行い、管理者に求められるマネジメント能力向上のための研修や、IT・セキュリティ人材の育成に向けた情報セキュリティマネジメント研修の新設など、研修内容の充実を図った。
18	<p>【分野 2 施策 2-(1)】 学術的成果の金融行政への導入・活用</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>引き続き推進</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「国際コンファレンス経費」、「金融研究会関係経費」、「研究論文執筆関係経費」の平成 29 年度予算要求（10 百万円）を行い、政府予算案に計上（10 百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック <ul style="list-style-type: none"> 28 年 4 月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ウェブサイト上に掲載した 6 本のディスカッションペーパーについて、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得ることなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 ○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1 28 年 5 月にシンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」（共催：神戸大学大学院経営学研究科、京都大学経済研究所、大阪大学社会経済研究所、アジア開発

				<p>銀行研究所)を開催した。庁内幹部等がスピーカーとして発表を行ったほか、研究者、金融機関関係者等 130 名を越える参加者を得、活発な議論が展開された。</p> <p>2 28 年 4 月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会(通称「金曜ランチオン」)を、計 31 回(通算では 322 回)開催(職員の参加者数は最大 115 名、平均 58 名。)。会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。</p> <p>3 28 年 4 月以降、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会(金融経済学勉強会)を庁内にて計 10 回開催した。</p>
19	<p>【分野 3 施策 3-(1)】 金融行政における情報システムの活用</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、庁内情報システムに係る情報セキュリティ対策強化のための体制整備のため、平成 29 年度機構・定員要求において、情報セキュリティ分析専門官 1 名、係長 1 名の要求を行った。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標(「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」の運用コストの削減)を見直し、新たな測定指標(「金融庁ウェブサイトシステム」の運用コストの削減)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府情報システム改革ロードマップに基づく改革(情報システム数及びスタンドアロンコンピュータ台数の削減への取組み)を実施した。 情報セキュリティ対策の推進について、引き続き情報管理研修及び情報セキュリティに関する各種規則の遵守状況に係る職員の自己点検を実施した。
20	<p>【分野 3 施策 3-(2)】 災害等発生時における金融行政の継続確保</p>	目標達成	引き続き推進	<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施した。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施した。 <p>さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施した。</p>

(2) 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発	目標達成	【引き続き推進】 <その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、引き続き経費削減に努めていくほか、業務処理時間の短縮を図っていく。